

寒河江市告示第25号

寒河江市水道指定給水装置工事事業者の指定について（告示）

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程第8条第1号の規定により次のことを告示する。

令和6年4月30日

寒河江市長 佐藤洋樹

1 寒河江市水道指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 指定工事事業者 | 事業所の所在地 |
|------|----------|------------------|
| 217 | 港屋商事株式会社 | 西村山郡河北町谷地字月山堂644 |

2 指定年月日 令和6年4月30日